



工場 十楽市 春

2022@浅草

株式会社 玉や
十楽市運営事務局

2021.12

浅草に出店しよう！

日本を代表する観光地〈浅草〉の中心に構える『松屋百貨店』で出店、集客、マーケティングが行えます。



年間来館客数 **730 万人**
年間売上高 **56 億円**

〈変わらない〉と〈新しい〉が同居する街・浅草。

年間観光客数 5000 万人以上を数える、東京のみならず日本を代表する観光地です。

そんな浅草で開業 90 年の老舗百貨店『松屋 浅草』にて、全国のファクトリーブランドを編集し

『産直生活』を提案する『工場十貨店』がこの度、展示 / 販売型 期間限定イベント

【工場十楽市 こうばじゅうらくいち】を開催いたします。

工場
十 楽 市

2022

@浅草

工場十貨店 HP



こうばじゅうらくいち

工場 十楽市

日本の地域で生まれた魅力的な商品を、企業間だけでなく直接、消費者に販売するイベントです。

地方創生

日本の高い技術力、生産性を支える
地方工場の新しい価値創造と再評価
地域の魅力向上へと繋がります。
オリジナル商品を通じて、小売り分野への
販路開拓とその支援を行います。

売上向上

商品を直接、消費者に販売することで
商品価値や価格の妥当性、市場性を直に
感じることができ、各種データ収集に
お役に立てるイベントです。
もちろん、展示会としての機能も備わり
企業間取引のご商談の場としてもご利用
いただけます。

ブランディング

都心の展示即売型のイベントに参加する
ことで多くの専門業者に触れ、一般消費者の
判断が企業価値、商品価値向上に繋がります。
継続的なブランディング支援も行います。

東武 浅草線直結！駅の真上（3F フロア）

百貨店 2F は東武スカイツリーライン浅草駅。

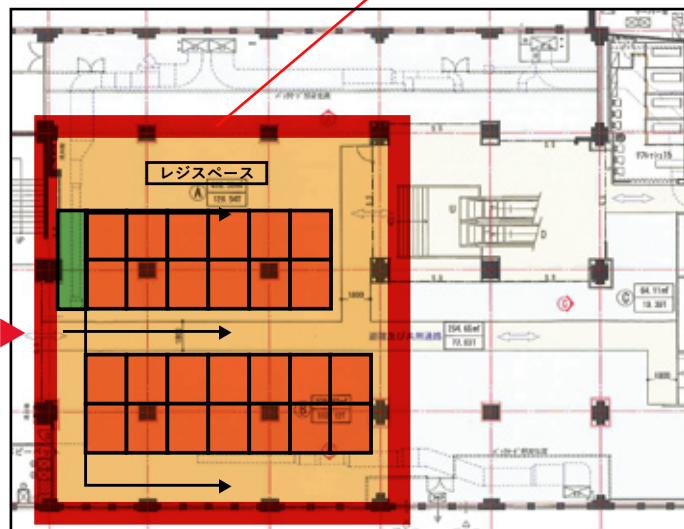
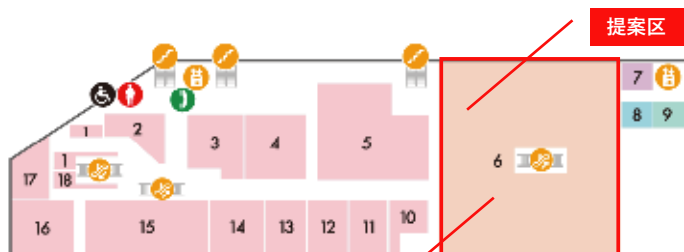
屋上に遊園地を常設した日本初のデパートとして浅草の名所となり

1日2.7万人の乗降客数が利用する、観光客だけでなく地元住民からも愛されています。



提案区 / 案内図面

エントランスイメージ



木材を基調とした和のテイストを演出

本企画に合わせたイメージでオリジナルグラフィックにより
会場全体に統一感を持たせ、来場者の感性を刺激した集客へと結びつけます。

全体パースイメージ



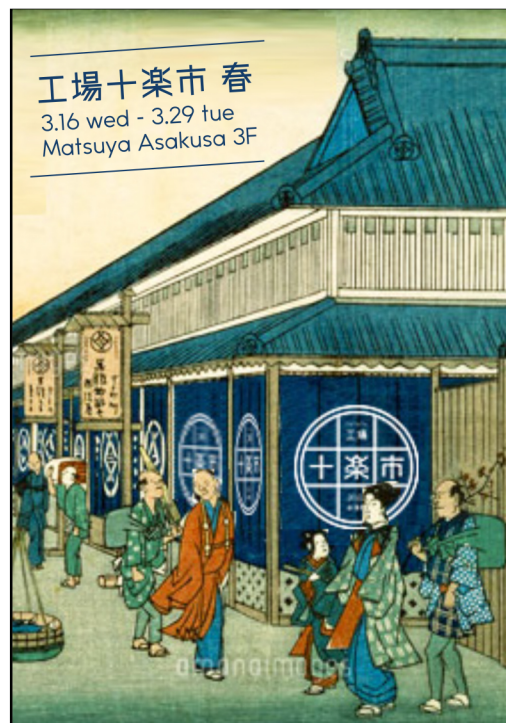
集客案内 DM と参加事業者紹介のパンフレットを作成いたします。

本イベントでは百貨店や商業施設の小売り業、アパレルや生活雑貨などの製造業などの専門業者に加え百貨店に来館する一般消費者や松屋カード会員にも積極的に DM、パンフレットを配布します。

DM イメージ



パンフレットイメージ



浅草イベント以降も様々なマーケットでの限定出店機会を紹介

本イベントのご参加頂いた事業者様は《**十楽市組合メンバー**》として登録。

組合メンバー様へ全国の百貨店、商業施設などでの限定出店（POP UP）をご案内し
営業販売の継続性をサポートいたします。

【例】

日程	場所	規模感	参加枠
4月	日本橋 C 商業施設	5~10 坪	2~4 社
4-8月	海老名 V 商業施設	5~20 坪	3~15 社
5月	東京 D 百貨店	15 坪程度	10~15 社
6月	名古屋 T 百貨店	15 坪程度	8~12 社

※出店には審査あり



この他、全国規模で優良マーケットのご提案をさせていただきます。

《募集対象》

- 開催趣旨に賛同いただける方を募集しています。
- 小規模・中規模程度の製造者で、かつ卸／一般販売が可能な体制と商品を持っていること。
- プロトタイプや作品発表などの卸／一般販売を目的としない成果発表の趣旨での参加はご遠慮下さい。
- 1 ブース（出店スペース）1 事業者での出店となります。 複数事業者で合同出店の場合、商品の問合せ、販売、商談等が個々ではなく窓口でしっかりと取りまとめができ、ブース責任者を配置することが前提となります。
- 必ずブース（出店スペース）に販売／商談対応できる人員を配置ください。
- パンフレットや商品の設置のみの展示はお断りいたします。
- 出店者独自での開催告知（SNS での発信や関係先への情報周知）へご協力いただきます。
- 食料品（生鮮食品／加工食品）の販売はできません。
- ブース（出店スペース）位置は事務局にて決定します。 希望等は受付ておりませんのでご了承ください。
- 出店者は自己の責任において商品、在庫、現金などの管理をしてください。
- 商品の盗難・紛失・損傷について、事務局はその賠償責任を負いかねます。
- ブース内での商品・装飾等の転倒や落下等による事故につきまして当該出店者の責任となりますので安全管理には万全を期してください。
- 出店が決定した事業者には《出店マニュアル》《営業／販売マニュアル》をお渡し致します。

準備含めた開催日程やブースのサイズ、販売に関するポイントなどご参照ください。

オプションを利用したブースの装飾や販売スタッフへの情報共有はこのマニュアルを基本ツールとします。

《応募方法》

出店申込書に必要事項を記入・捺印し事務局宛にメールにてお送りください。

十楽市運営事務局 e-mail : support@ko-bajukkatzen.jp

《受付期間》

2021年12/20（月）受付開始～2022年1/11（火）応募締切

《出店審査について》

- 選考は（株）玉や十楽市運営事務局と（株）松屋担当者のメンバーで行います。
- 選考方法は各メンバーによる採点による審査と全体のバランスを（同業種や類似商品での出店過多など）加味した調整審査の双方を行い、決定します。

《出店可否の結果について》

- 応募締切の後、選考を行い、審査結果を応募いただいたすべての方にメールでご連絡いたします。
- 審査結果のお知らせは1月下旬を予定しております。

実施概要

《名称》

工場十楽市 春 2022 @ 浅草

《日程》

2022年3月16日(水)～3月29日(火)

《バイヤーズデイ 3月16日(水)～18(金)※この期間以外も来場可》

《松屋ECへの商品掲載(予定) 3月16日(水)～4月19日(火)》

《会場》

株式会社 松屋浅草店 3F

《主催》

株式会社 玉や 十楽市運営事務局 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3-2-1 コレド室町テラス 2F

Tel : 03-6262-1354 e-mail : support@ko-bajukkatenn.jp

《入場対象》

ファッション / ファッション雑貨 / 生活雑貨 / インテリア / ギフト関連のメーカー、小売り、流通関係者、及び一般消費者

《出店対象》

ファッション / 雑貨 / インテリア / ギフト小物などの商材を生産する、全国の中小事業者様 / 自社のオリジナル商品をお持ちで直接、消費者への販売 / PR をはじめてみたい事業者様 (事前審査あり)

出店規約

《1.出店申し込み契約の成立》

○出店希望者は、「出店申込書」に記載されている申し込み方法に従って、必要書類とともに、運営事務局あてに送付してください。

主催者は、これを審査の上、合格と判断した出店者に「出店確定通知」と「請求書」を発行いたします。

「出店確定通知」については、「出店申込書」に<合格>と押印し、そのコピーを送付いたします。このコピーをもって

「出店確定通知」とします。あわせて、「請求書」も送付いたします。

出店者と主催者との出店契約は、この「出店確定通知」を送付した時点をもって成立したものとします。

《2.出店料の支払い》

○出店者は、「請求書」の記載の指定日までに、所定の出店料の支払いを完了するものとします。

指定された期日までに出店料の入金が確認されない場合は、出店契約を解除することがあります。

なお、助成金を活用して出店する場合、その交付がイベント開催後であっても、出店料については、その全額を開催前に支払うものとします。

《3.出店キャンセルについて》

出店契約の成立した後に出店者がキャンセルされる場合(COVID-19等の理由含む)、その理由を「出店確定通知」の通信欄に明記し、主催者に提出してください。

なお、この書面の主催者への到達日が以下の期間に当たる場合、以下の取消料を申し受けます。

○出店確定から開催初日の30日前まで：出店料の50%

○開催初日からその29日前まで：出店料の100%

《4.開催中止について》

○主催者は、地震・火災等の天変地異、COVID-19はじめ、やむを得ない不可抗力により、展示販売会を延期または中止することがあります。

○全日の開催中止の場合は、出店料の30%を差し引いた額を返金いたします。

なお、搬入含め、1日でも実施となった場合は返金いたしかねますので、事前にご了承ください。

○補助金等を用いて出店される方も同等の対応となりますので、ご注意およびご了承の上、お申し込みください。

《5.ブースの使用方法》

○販売・宣伝・営業活動は、すべて出店スペース(以下、「ブース」といいます)の中で行われるものとします。ブース以外のスペースにおける宣伝活動は、できません。

○主催者は、その音響・操作方法・材料その他の理由から他の出店者に迷惑が及ぶなど問題があると思われる場合には、

その展示／販売物につき、所要の変更・制限、禁止または撤去する権限を有するものとします。

この変更・制限などを行ったことによる費用は、出店者の負担とし、これらによって生ずるすべての損失・損害に関し、主催者に対して損害賠償を請求することはできないものとします。

《6.ブースの運営》

○1ブースに対して1事業者を基本とします。

複数事業者で1ブースを使用する場合は、最大4事業者までとし、ブース責任事業者1社が各者を代表して、商品の問い合わせやクレームなどのお客様対応、売上や在庫管理

その他イベント運営上必要とされる全ての対応を引き受けることをご承いただいた上で、お申し込みください。

その際には、全ての参加事業者情報(申込書②欄～会社名／ブランド名・ブランド情報シート・商品情報シート)を記載して、ご提出ください。

○ブースには、基本什器を装備しておりますが、その他、展示什器／個別照明等が必要な場合、機材／備品等出店者各自の持込みとなります。

※展示什器／個別照明は百貨店の意向含め、事務局のほうで調整させていただく場合があります。

○希望者には、展示什器のリース業者さんご紹介を致します。

○ブースには、必ず接客のできる販売／営業の人員を配置するものといたします。希望者には、販売スタッフを派遣する業者さんご紹介を致します。

《7.商品の管理と免責》

○主催者は、商品や備品の管理・保全について注意を払いますが、商品や備品の管理責任は出店者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について、主催者はその責任を負わないものとします。

《8.商品陳列・搬入及び撤去》

○出品商材等の会場への搬入と設置・陳列は、「出店マニュアル」により通知される時間内に行われるものとします。

ブースの出品商材設置は、開催初日定められた時間までに完了してください。出店者が開催初日の定められた時間までに自社のブースを占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所をこの場合、主催者は出料料の返金はいたしません。

《9.契約の解除》

○主催者は「出店確定通知」を発行した後も、出店者について、次のいずれかにあたる行為がある場合には、出店契約を解除することがあります。

- 1.指定された期日までに出料料の支払いがなされない場合
- 2.ブースの使用方法等に関する規定に違反し、かつその是正について主催者の指示に従わない場合
- 3.出品商材に関わらず、取り扱い商品に不当な表示などが認められた場合
- 4.その他<工場十楽市>の正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合

《10.損害賠償》

○出店者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または会場館の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

○出店者は、主催者に対し、その請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬含む)、必要経費および損害賠償について、主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。

《11.商品の売上》

○会場での商品売上は、各ブースごとの売上となります(商品ごとの明細や複数事業者の場合、事業者ごとの売上計上にはなりません)

期間の売上合計をイベント終了5営業日後(松屋ECでの売上はEC掲載終了5営業日後)に、電子メールなど適宜な方法にて出店者にお知らせいたします。

○商品の売上金は、売上高に対して72%を乗じた額(消費税別)を、全ての販売(EC含む)が終了した翌月末に、口座申請書に記載された口座に、お振込みいたします。

その際には、お支払い金額を記載した<支払い通知>を電子メールなど適宜な方法にてお送りいたしますので、請求書の発行は不要です。

《12.規約の遵守》

○出店者は、主催者が定める一連の規定を本規定の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。

さらに出店者は、主催者が定めるすべての規約・規定等について、本展示販売会の利益保護のために設けられたものと解釈し、その実行に協力するものとします。

《13.準拠法》

○本契約の準拠法は、日本法とします。

《14.合意管轄裁判所》

○本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。